

■ 下水道事業の点検結果をお知らせします

国庫補助で実施している下水道事業について、効率性と透明性を確保するため、4項目にわたる事業内容の再点検を行いました。結果については次のとおりです。

■ 汚水処理方法の比較

これから汚水処理を計画している地域において、公共下水道を整備する場合と、ほかの汚水処理施設を整備する場合でコストの比較を行ったところ、公共下水道が有利との結果となりましたので、計画の変更は行いません。

■ 事業コストの削減

現在の整備単価を分析し、今後の整備単価の見直しを検討したところ、新技術の採用や設計方法の見直しによって、コストの削減が図られる見込みです。

■ 整備のスピードアップ

下水道整備の順位と、事業全体のスピードアップするための方策を再検討しました。それを基に、平成19年度までの整備予定箇所を決定しました。

【平成19年度までの整備予定箇所】  
豊島町・浦町・加治町・六連町・

赤羽根町のそれぞれ一部（詳しい図面は、下水道課にあります。）  
■ 下水道整備の効果  
以上3つの点検結果を踏まえ、下水道事業の整備効果を再検討しました。

下水道事業の全体計画と整備予定

区 分		田原処理区	赤羽根処理区
全体計画	区域面積	758ha	87ha
	計画人口	33,000人	3,196人
	概算事業費	357億6000万円	31億9600万円
整備予定 (H15~19年度)	予定面積	78ha	0ha
	予定投資額	30億1600万円	2億2400万円

下水道課 ☎23局3525

税

■ 国民健康保険税 第1期分

第1期分は、所得額などが確定し

ていないため、暫定の額を納めていただきます。平成15年度の医療保険分と介護保険分、それぞれ5分の1を合わせた額となります。

税務課 ☎23局3509

■ 軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税を減免する制度があります。この制度を受けるためには手続きが必要ですので、対象となる方は申請してください。詳しくは直接お問い合わせください。

対象＝ 障害のある方が運転する場合 障害のある方と生計を同じにしている方が運転する場合 障害のある方のみ世帯のために常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合もあります）  
申請期限＝ 5月24日（月）  
税務課 ☎23局3509

■ 固定資産課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書とあわせて、お持ちの土地と家屋の

課税明細書を送付いたします。内容をご確認のうえ、不明な点についてはお問い合わせください。

なお、登録された価格について不服のある方は、固定資産評価審査委員会に対し、原則として7月13日（火）までの間、審査を申し出ることができません。

税務課 ☎23局3510

■ 納税通知書の送付について

各種税金の納税通知書について、平成16年度から次のとおり送付します。

なお、納期限については、納税通知書に記載のほか、広報たはら「今月の納税」でお知らせしますので、ご確認ください。

市・県民税、固定資産税・都市計画税  
第1期納期月に、第1期・第2期・第3期・第4期をまとめて送付  
国民健康保険税

納期月ごとに送付

■ 軽自動車税

全期分を納期月に送付  
税務課 ☎23局3510